

一般質問に対する執行部答弁の検証。問い合わせに真正面から答えない答弁が目立つ

一般質問では、5会派12名の議員が質問をしました。その中から各会派1名をピックアップし、質問に対する執行部答弁を検証します。検証は、各議員が最も力を入れたテーマを取り上げました。(公明党、参政党は一般質問に立ちませんでした。)

◆成田陽光議員(自民党)の質問と執行部答弁の検証

成田議員は、人口減少と若者流出の危機に対し、知事が掲げる「こども・子育て青森モデル」の実効性を問い合わせ、これを最大の関心事として取り上げた。自身も子を持つ立場から危機感を示し、若者が県外に出ざるを得ない現状を変える覚悟を語った点は一定の評価ができる。

しかし、宮下知事の答弁は理想論に終始し、「子どもは未来への投資」「社会を変革していく」など抽象的な表現にとどまつた。出生率の改善をいつまでに、どの規模で実現するか、財源をどう確保するのかといった肝心な点は語られず、政策の中身や具体的な効果について県民が理解できる情報はほとんど示されなかつた。

さらに、青森モデルの具体内容を答弁した若松こども家庭部長も、五つの政策柱と74事業を列举したのみで、優先順位や成果の見通しには踏み込んでいない。「社会全体で子育てを支える」と抽象的な姿勢だけが強調され、現実の保育現場や若者の生活の厳しさとの距離は埋められていない。

問題は、成田議員の追及も十分とは言えない点である。答弁の曖昧さに対し、「取組の加速を期待する」と述べただけで、財源・成果指標・他県との差別化などを掘り下げて問う姿勢は見られなかつた。議会として行政の責任を問わず、「期待」で締めくくる姿勢は県民の不安に応えるものではない。

人口減少は待ったなしの現実であるにもかかわらず、理念とスローガンだけが先行し、生活はが具体的に変わるのが見えない。これでは「青森モデル」は希望ではなく、単なる言葉の装飾に終わる危険がある。県政も議会も、県民の暮らしに踏み込んだ議論と責任ある提案を示すべきである。

◆田名部定男議員(新政未来)の質問と執行部答弁の検証

田名部議員が最も力を注いだのは、深刻化する教員不足への対応である。議員は「不登校や学級崩壊が増える中、文科省の答えを待っていては遅い。青森県独自の採用を検討すべきだ」と訴え、現場の悲鳴を代弁した。この発言には、中央依存体質からの脱却を促す現場感覚があり、問題意識は明確だつた。

これに対し、風張教育長の答弁は、「現行の第二期実施計画の枠内で検証・対応していく」と形式的なものに終始した。教員確保の具体的な手立てや、独自採用に踏み込む意思は示されず、「必要に応じて検討を行う」と曖昧な表現で逃げた。この姿勢は、現場の切実さに寄り添うものではなく、責任を文科省の制度枠に押し込める姿に映る。教員不足は全国的な課題だが、地方が自ら動かなければ改善は望めない。教育長の答弁には、県教育行政の主体性がまるで感じられなかつた。

また、田名部議員は「固定観念にとらわれず改革を」と繰り返し、教育委員会の保守的姿勢を正面から批判した。しかし、その後の追及はやや弱く、教育長の曖昧な答弁を深掘りせずに終えてしまったのは惜しい。議員が示した「県独自採用」という提案を、具体的な制度設計や財政根拠にまで踏み込んで迫れば、議論の実効性はさらに高まつただろう。

市民目線から見れば、田名部議員の問題提起はまっとうである。教員が足りず授業が削られ、子どもの学びが犠牲になっている現状に対して、県が国待ちではなく自ら動くべきだといふ訴えは、市民の感覚と重なる。一方で、教育長の答弁は危機感に乏しく、「努力」「検討」という言葉に逃げ込む常套句の域を出でない。政策の現場において、「検討」は実行の遅延を意味する。教育現場の崩壊が進む中、このような答弁では県民の信頼を得られない。

結局のところ、田名部議員の質問は、県教育行政がいまだ中央官庁の指針を超えては、自らの判断で改革を進める力を欠いている現状を浮き彫りにした。知事部局との連携や予算措置を含め、教育長のリーダーシップが問われている。県民が求めているのは「検討」ではなく、「今、現場を救う行動」である。

◆大平陽子議員(オール青森)の質問と執行部答弁の検証

大平議員が最も重視したのは、陸奥湾の地震頻発を背景とした、県庁および警察本部が津波で浸水した際の停電・災害対策本部機能の維持である。新病院の立地議論で「津波浸水区域は不適」と県自身が判断したにもかかわらず、肝心の県庁舎と警察本部が依然として危険区域にあるという重大な矛盾を突いた点は評価できる。

千葉財務部長の答弁では、最大3.1メートルの浸水が想定され、庁舎の地階・1階が水没、受変電設備も停止し長期停電になると明言した。対策として非常用発電機の屋上設置や中庭の電気棟建設を挙げたが、それは「浸水することを前提とした応急措置」に過ぎない。抜本的な移転には触れず、県民の不安に正面から向き合おうとなかった。

豊島危機管理局長は、県総合社会教育センターを予備施設として指定済みと説明したが、「実際の災害時に本当に移転できるのか」「職員や機材はどう運ぶのか」など現実的困難には触れない。小野寺警察本部長も同様に代替施設を挙げたが、いずれも災害発生後の「机上のシナリオ」で、最初の10分・30分をどう乗り切るのかという切迫感が欠けている。

さらに問題なのは、宮下知事がこのテーマでほぼ答弁せず、担当部局任せに終始したことだ。県民の命と災害司令塔の存続に直結する議題であるにもかかわらず、リーダーとしての覚悟もビジョンも示さなかつた。この姿勢は極めて無責任である。

一方で、大平議員の追及は真摯であったが、「津波被害想定の公表遅れへの批判」にとどまり、「県庁機能はどこに移すべきか」「庁舎移転の是非」という核心には踏み込まなかつた。追及の入口は良かったが、出口を示し切れなかつたと言える。

結局、県庁舎の安全性という根本問題は放置されたままであり、県民には「自宅は浸水区域外へ避難せよ」と言いながら、行政自身は浸水区域に居座るという矛盾が続く。防災行政の信頼を揺るがす重大な問題である。

◆安藤晴美議員(日本共産党)の質問と執行部答弁の検証

安藤議員が最も力を入れたのは、フランスから返還される予定の低レベル放射性廃棄物を高レベル廃棄物に置き換える「代替返還」をめぐる問題である。青森県が再び高レベル廃棄物の受け皿にされようとしている現状を見据え、「受け入れる条件など全くない」と知事に迫った。議員は、過去の知事発言や国・事業者との約束を丁寧に掘り下げ、青森県を最終処分地にしないという約束の原点に立ち返るよう迫つた点は鋭い。

これに対し、答弁したのは宮下知事と坂本環境エネルギー部長である。知事は「受け入れる施設がない状況では検討の状況にない」と繰り返し、今後の対応についても「申し上げることはございません」と完全に口を閉ざした。坂本部長に至つては、「仮定の状況にはお答えしかねる」と、県民が最も知りたい将来の方向性を避ける答弁に終始した。これは行政の説明責任を放棄した姿勢であり、放射性廃棄物政策の根幹に關わる県の態度として極めて不誠実である。

安藤議員は再質問で「では今後も検討しないのか」と重ね、さらに「県民の側に立つとはどういう意味か」と知事の発言を問い合わせた。これに対し宮下知事は、「国際関係ではなく県民の幸福を追求する立場を示した」と弁明したが、実際には県民の安全・安心を確保するための具体策を示さず、抽象的な“心情”論にすり替えたに過ぎない。原子力行政の矛盾と不透明性を象徴する場面だった。

とはいえ、安藤議員の追及にも限界があった。知事答弁が逃げに転じた後、彼女は「今

後も受け入れない姿勢を貫いてほしい」と激励するにとどまり、政策的追及の構造分析や国への責任転嫁批判にまでは踏み込まなかつた。問題の核心である「青森が再び国策の最終処分地にされかねない構造」への論理的掘り下げが不足し、追及の火力はやや弱かつた。

それでも、市民目線から見れば、安藤議員の立場は明快である。「もうこれ以上、県民の頭越しに放射性廃棄物を受け入れることは許さない」という貫した姿勢は評価できる。知事側の答弁が抽象と回避に終始したのに比べ、議員の問題意識は現実に根ざしていた。六ヶ所村の現場を知る者として、県民の不安を代弁した彼女の発言は、県議会の中で数少ない“拒否の意思”を明確にした質疑であり、議会の良心といえる。

◆吉田ゆかり議員(無所属)の質問と執行部答弁の検証

吉田ゆかり議員は、県内の中山間地域や交通弱者を抱える地域で医療機関への通院が困難になっている現実を挙げ、「住む場所によって医療をあきらめざるを得ない現状を放置してよいのか」と正面から問題提起した。高齢化、バス路線の廃止、降雪地域の地理的不利など具体例を示し、地域住民の切実な声として県の責任を問いただした点は的確であり、市民の不安を代弁する姿勢があつた。

これに対し答弁した宮下知事は、「自治医科大学出身医師の配置」「僻地医療拠点病院の巡回診療」「ICTを活用した遠隔医療支援」など、従来施策の列挙にとどまり、現場の危機感に対する新たな打開策や、交通手段喪失への具体策には踏み込まなかつた。実際に「現状維持の説明」であり、患者の命に関わる課題を、制度の枠内で語るに過ぎず、責任の所在も曖昧であった。

さらに再質問で吉田議員は、遠隔医療支援事業の実績がわずか2件にとどまっている事実を指摘し、制度が現場に浸透していない問題を突いた。しかし守川健康医療福祉部長の答弁は「実績は2件」「機器導入に活用された」と事実説明のみで、その少なさの原因分析や改善策は示さず、まるで当事者意識に欠ける対応であった。

吉田議員の追及は現場目線であり評価できるが、惜しいのは「では県として何を変えるのか」「財源や制度をどう見直すのか」まで迫り切れなかつた点である。知事が制度紹介で終わらせた時点で、さらに「それで命は守れるのか」と問い合わせた。

総じて、県側の答弁は「取り組んでいる」「支援している」と言うだけで、危機の本質には踏み込まず、責任の明確化も避けた内容だった。僻地医療の崩壊は既に進行しており、住む場所によって医療アクセスが左右される現状は「地方の自己責任」では済まされない。県が主体的に動く姿勢を示さぬ限り、現場の不信は拡大するだろう。

まとめ「問い合わせに真正面から答えない県政で、県民を守れるのか」

5人の議員はいずれも現場の切実な声や制度の矛盾を突いたが、執行部の答弁は総じて「現状の取組」「検討」「理解を得ながら進める」といった常套句に終始し、問題の核心から逃げ続けた。宮下知事をはじめ部局長らは、放射性廃棄物、教員不足、津波時の県庁機能、僻地医療、青森モデルへの違和感といった本質的な問い合わせに対し、責任や期限、実行手段を示さず、国任せ・制度任せの姿勢を崩さなかつた。県民が求めているのは説明ではなく「どう変えるか」であるにもかかわらず、危機の深刻さに比べて答弁は驚くほど軽く、覚悟も戦略も感じられない。議会でここまで追及されてもなお逃げるなら、それは行政の劣化である。

(以上、ChatGTPを援用)

(表面から続く)

策提言性には乏しく、議会討論としての独自性は限定的である。

県民に語らぬ議会——基本条例の精神を踏みにじる沈黙の継続

1 議論を尽くす義務を放棄する沈黙

第320回定例会でも、討論に立ったのは日本共産党の吉俣洋議員と自民党の大崎光明議員のみであった。新政未来、オール青森、公明党、参政党、無所属の各会派は、319回に続き再び討論に立たなかつた。

討論は、議案の最終審査にあたり議員が県民に自らの判断理由を明らかにする場であり、議会制民主主義の核心に位置する。採決時に「賛成」「反対」の意思を示すだけで討論を行わないことは、青森県議会基本条例第2条に掲げられた「公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮する」という基本理念に反する。議会は、行政執行の追認機関ではなく、公開の場では是非を語り合うことによって県民の負託に応えるべき存在である。

2 説明責任を放棄した不誠実な議会姿勢

第12条(議会の説明責任)は、「議会活動を広く県民に公開し、説明責任を果たす」と明記している。にもかかわらず、各会派が沈黙を続ける現状は、議会が自ら定めた基本条例を空文化させるものだ。

県民は、議員が賛成・反対どちらの立場をとるかだけでなく、なぜその判断に至ったのかを知る権利を持つ。討論を通じて判断の根拠を公開しなければ、議会は県民への説明責任を果たしたことにならない。

とりわけ、予算・条例改正・請願採否といった政策判断の背景に一言も説明がない現状は、議会が「討論を尽くす責任」を自ら放棄しているに等しい。形式的な採決だけが繰り返されることは、民主主義の空洞化そのものである。

3 監視機能の形骸化と「二元代表制」の自壊

第4条・第5条は、議員に「県民の負託にこたえる責務」および「執行機関の監視と評価」という役割を課している。しかし、討論という政策批判・評価の場に立たないことは、まさにこの役割を放棄する行為だ。

各会派の沈黙は、議会が本来担うべき「知事と対等の立場からの県政監視」という二元代表制の意義を自ら掘り崩すものだ。県民の多様な意見を代弁するはずの議会が、討論の場で一色に沈黙している光景は、地方自治の根幹を脅かす。

4 「開かれた議会」理念の裏切り

基本条例前文は、県議会を「県民に開かれ、信頼される議会」とすることを高らかに宣言している。しかし、実際には、議論が表に出ない「閉じた議会」が常態化している。委員会審議も形式的に流れ、討論する省かれるなら、県民は議員の思考の内実を知ることができない。議事録を開いても発言がない議員が続出する現状は、「議会の機能を最大限に発揮する」という条例の趣旨を根底から踏みにじっている。

議会広報やインターネット中継で「公開」を装つても、討論がなければ実質的な情報公開とは言えない。「何をどう考えたか」こそが公開されなければ、説明責任は果たされない。

5 批判すら学ばない議会文化の停滞

数年にわたり当会は、この問題を指摘し続けている。しかし、こうした批判を受けてもなお改善の兆しが見えない。これは、議会内部に「条例の理念を守るべきだ」という自淨意識が欠如していることを示している。

議員が条例の理念を学ばず、形式的手続きを終始するなら、県民からの信頼回復は望めない。自ら制定した基本条例を軽視することは、県民との契約違反であり、議会の存在理由そのものを問われる行為である。

6 結語——「語らぬ議員」は県民の代表ではない

討論に立たないことは、発言機会の放棄であると同時に、県民の知る権利の否定である。議員は、沈黙を守ることによって自らの安泰を保つのではなく、県民の前で自らの判断を語り、批判を受ける覚悟をもって職責を果たさなければならない。

「語ることを恐れる議員」は、もはや代表とは言えない。

青森県議会は、県民の信頼を取り戻すために、討論への参加を議員の当然の責務として位置づけ直すべきである。基本条例の精神を真に実現するには、立法文書ではなく、議員一人ひとりの発言と行動である。

(以上、ChatGTPを援用)